国土交通省国立研究開発法人審議会運営規則

参考資料１－１

平成二十七年六月十八日

国土交通省国立研究開発法人審議会決定

国土交通省国立研究開発法人審議会令（平成二十七年政令第百九十七号）第九条の規定に基づき、国土交通省国立研究開発法人審議会運営規則を次のように定める。

（趣旨）

第一条　国土交通省の国立研究開発法人審議会（以下「審議会」という。）の議事の手続きその他審議会の運営に関し必要な事項は、国土交通省国立研究開発法人審議会令に規定するもののほか、この規則の定めるところによる。

（会議の招集）

第二条　審議会の会議は、会長が招集する。

２　会長は、審議会の会議を招集するときは、あらかじめ、会議の日時、場所及び議題を委員並びに当該議事に関係のある臨時委員及び専門委員（以下「委員等」という。）に通知するものとする。

（議長）

第三条　会長は、議長として審議会の議事を整理する。

（委員等以外の者の出席）

第四条　会長は、必要があると認めるときは、委員等以外の者に対し、審議会の会議に出席してその意見を述べ、又は説明を行うことを求めることができる。

（会議の公開）

第五条　審議会の会議は、公開とする。

２　審議会の会議の公開の手続きその他審議会の会議の公開に関し必要な事項は、別に会長が審議会に諮って定める。

（審議会の議決の特例）

第六条　審議会は、あらかじめ議決した事項については、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

２　会長は、やむを得ない理由により審議会の会議を開く余裕のない場合においては、事案の概要を記載した書面を委員及び当該事案に関係のある臨時委員に送付し、その意見を徴し、又は賛否を問い、その結果をもって審議会の議決とすることができる。

３　委員及び議事に関係のある臨時委員は、自己に直接利害関係がある事項については、その議決に加わることができない。

（部会）

第七条　第二条から第四条まで並びに第六条第二項及び第三項の規定は、部会に準用する。この場合において、これらの規定中「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「委員並びに当該議事に関係のある臨時委員及び専門委員」とあるのは「部会に属する委員、臨時委員及び専門委員」と、「委員及び当該事案に関係のある臨時委員」及び「委員及び議事に関係のある臨時委員」とあるのは、「部会に属する委員及び臨時委員」と読み替えるものとする。

２　部会長は、会長の求めがあった場合には、部会の会議を招集しなくてはならない。

３　部会の会議は、原則として公開とする。ただし、審議の円滑な遂行に影響が生じるものとして審議会において非公開とすることが適当であると認める案件については、この限りでない。

４　前各項に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

（雑則）

第八条　この規則に定めるもののほか、審議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附　則

この規則は、平成二十七年六月十八日から施行する。